

目黒会九州支部 会則

第1条 名称：本会は「目黒会九州支部」と言う。

第2条 目的：本会は会員相互の連携を密にし、親睦を図り且つ相互研鑽を目的とする。

第3条 会員：本会員の資格は、九州に在住する電気通信大学（大学院を含む）、電気通信大学短期大学部、通信講習所、無線電信講習所などを卒業した或いは修了した者並びに関係者及びその家族を含むものとする。
ただし、勤務地等が九州外でも、家族等が九州にあり、本人が希望する場合は会員とする。

第4条 役員：本会は役員として支部長、副支部長及び会計を置くものとする。

第5条 役員の任期：任期は1年とし、留任を妨げないものとする。

第6条 会費及び会計報告：会費は必要の都度、徴収する。

第7条 支部会：毎年1回以上、支部会を行うが、例会は毎年6月上旬とする。

以 上